

「波佐見町職員倫理条例」に基づく取組概要等の公表について

本町では、職員が職務に関する倫理の保持、職務遂行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招く行為を防止し、町民の信頼を確保するため、コンプライアンスの向上に取り組んでいます。
令和7年度の取組概要等についてお知らせします。

●各課(班)でコンプライアンスミーティングを毎月実施

- ・ガイドラインに沿ったテーマ及びコンプライアンス向上委員会で決定したテーマ(今回はヒヤリハット)でのミーティング実施

●コンプライアンス向上委員会開催(2か月に一回)

- ・各班ミーティングで出た意見や他の自治体で発生した事例等の協議

●「波佐見町職員のためのコンプライアンス行動指針」の掲示

- ・職員が日々意識するよう各課の執務室内に掲示

『波佐見町職員のためのコンプライアンス行動指針』

- 1 全体の奉仕者として、公平・公正な職務を行います
- 2 疑惑・不信を招かない、誤解を招く違法な行為は行いません
- 3 町民に安心感・信頼感を持ってもらえる良識的な対応をします
- 4 法令を遵守し、誠実かつ公正に適正な職務を行います
- 5 情報公開を推進し、町民への説明責任を果たします
- 6 個人情報を保護し、情報セキュリティを徹底します
- 7 報告・連絡・相談を欠かさない組織体制をつくります
- 8 主体的に職員の資質の向上を図り、不祥事を未然に防ぎます
- 9 相互の信頼関係を築き、風通しの良い職場を目指します

●職員に対するハラスメントに関するホームページ及び相談先の周知

- ・厚生労働省が作成するわかりやすいホームページ『あかるい職場応援団』、相談窓口について「総務課」のみならず「長崎県人事委員会」への直接相談も可能であることの周知

●研修等

- ・アンダーコントロール研修(パワーハラスメント防止)
- ・公正取引委員会による入札談合等関与行為防止法等に関する研修(全職員)
- ・新規採用職員へコンプライアンスガイドライン等の個別説明

●公印(町長印)使用に関する承認の徹底

●徴税吏員証等の身分証明書に関する管理の徹底

- ・昨年度に引き続き管理徹底（異動や期限切れ返却等）を周知

●不当要求行為に該当する事案なし

●公益通報に該当する事案なし